

令和6年度

雫石町予算書
(企業会計を除く)

岩手県雫石町

目 次

議案第 28 号 令和 6 年度雫石町一般会計予算	7
第 1 表 歳入歳出予算	8
第 2 表 債務負担行為	15
第 3 表 地 方 債	16
議案第 29 号 令和 6 年度雫石町国民健康保険特別会計予算	19
第 1 表 歳入歳出予算	20
議案第 30 号 令和 6 年度雫石町御明神財産区特別会計予算	25
第 1 表 歳入歳出予算	26
議案第 31 号 令和 6 年度雫石町介護保険事業勘定特別会計予算	31
第 1 表 歳入歳出予算	32
議案第 32 号 令和 6 年度雫石町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算	39
第 1 表 歳入歳出予算	40
議案第 33 号 令和 6 年度雫石町立雫石診療所特別会計予算	45
第 1 表 歳入歳出予算	46
議案第 34 号 令和 6 年度雫石町後期高齢者医療特別会計予算	51
第 1 表 歳入歳出予算	52

雫石町一般会計予算

議案第 28 号

令和 6 年度雫石町一般会計予算

令和 6 年度雫石町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,390,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 6 年 2 月 29 日提出

雫石町長 猿 子 恵 久

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 町 税		2,074,757 千円
	1 町 民 税	606,272
	2 固 定 資 産 税	1,212,546
	3 軽 自 動 車 税	73,083
	4 た ば こ 税	127,160
	5 入 湯 税	55,696
2 地 方 譲 与 税		247,084
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	53,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	156,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	38,084
3 利 子 割 交 付 金		500
	1 利 子 割 交 付 金	500
4 配 当 割 交 付 金		3,500
	1 配 当 割 交 付 金	3,500
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		3,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	3,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		25,900
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	25,900
7 地 方 消 費 税 交 付 金		410,000

款	項	金額
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	410,000 千円
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		14,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	14,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		11,500
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	11,500
10 地 方 特 例 交 付 金		66,118
	1 地 方 特 例 交 付 金	66,118
11 地 方 交 付 税		3,899,793
	1 地 方 交 付 税	3,899,793
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		2,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		59,056
	1 負 担 金	57,406
	2 分 担 金	1,650
14 使 用 料 及 び 手 数 料		95,164
	1 使 用 料	87,497
	2 手 数 料	7,667
15 国 庫 支 出 金		909,429
	1 国 庫 負 担 金	568,482

	2 国 庫 補 助 金	336,473
	3 委 託 金	4,474
16 県 支 出 金		747,657
	1 県 負 担 金	329,874
	2 県 補 助 金	338,338
	3 委 託 金	79,445
17 財 産 収 入		44,274
	1 財 産 運 用 収 入	28,752
	2 財 産 売 払 収 入	15,522
18 寄 附 金		302,001
	1 寄 附 金	302,001
19 繰 入 金		642,781
	1 基 金 繰 入 金	642,776
	2 特 別 会 計 繰 入 金	5
20 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
21 諸 収 入		91,985
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	3,002
	2 町 預 金 利 子	10
	3 貸 付 金 元 利 収 入	18,673

款	項	金額
	4 雑 入	70,300 千円
22 町	債	739,500
	1 町 債	739,500
歳 入	合 計	10,390,000

歳出

款		項	金額
1 議	会		110,966 千円
		1 議 会 費	110,966
2 総	務		1,608,437
		1 総 務 管 理 費	1,380,528
		2 徴 税 費	120,507
		3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	75,891
		4 選 挙 費	8,500
		5 統 計 調 査 費	10,314
		6 監 査 委 員 費	12,697
3 民	生		2,478,080
		1 社 会 福 祉 費	1,476,126
		2 児 童 福 祉 費	1,001,954
4 衛	生		1,167,498
		1 保 健 衛 生 費	576,342
		2 清 掃 費	549,402
		3 上 水 道 費	41,754
5 労	働		16,983
		1 労 働 諸 費	16,983
6 農	林 水 産 業	費	785,303

款	項	金額
	1 農 業 費	628,132 千円
	2 林 業 費	157,171
7 商 工 費		449,309
	1 商 工 費	449,309
8 土 木 費		1,198,234
	1 土 木 管 理 費	17,795
	2 道 路 橋 梁 費	591,893
	3 河 川 費	76,686
	4 都 市 計 画 費	47,654
	5 下 水 道 費	221,964
	6 住 宅 費	242,242
9 消 防 費		404,349
	1 消 防 費	404,349
10 教 育 費		1,221,762
	1 教 育 総 務 費	288,356
	2 小 学 校 費	344,472
	3 中 学 校 費	127,231
	4 社 会 教 育 費	258,739
	5 保 健 体 育 費	202,964

11 災 害 復 旧 費		10
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	4
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	6
12 公 債 費		944,068
	1 公 債 費	944,068
13 諸 支 出 金		1
	1 普 通 財 産 取 得 費	1
14 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		10,390,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
農業近代化資金借入に対する利子補給	令和6年度より 令和22年度までの 17年以内	農業近代化資金額に対する年利1.0%以内の利子補給額
設備改善資金借入に対する利子補給	令和6年度より 令和20年度までの 15年以内	設備改善資金額に対する年利2.0%以内の利子補給額
小規模小口資金借入に対する保証料補給	令和6年度より 令和10年度までの 5年以内	小規模小口資金額に対する保証料率0.7%以内の保証料補給額
いわて起業家育成資金借入に対する保証料補給	令和6年度より 令和20年度までの 15年以内	いわて起業家育成資金額に対する保証料率1.5%以内の保証料補給額

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 16,600	普通貸借 又証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金につい て、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その 他の場合にはその債権者と協定するところによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を 短縮し、若しくは繰上償還または低利に借換えること ができる。
公共事業等債	38,900	同上	同上	同上
学校教育施設等整備事業債	26,500	同上	同上	同上
地域活性化事業債	13,200	同上	同上	同上
防災対策事業債	2,700	同上	同上	同上
緊急防災・減災事業債	39,800	同上	同上	同上
公共施設等適正管理推進事業債	90,700	同上	同上	同上
緊急自然災害防止対策事業債	140,300	同上	同上	同上
緊急浚渫推進事業債	7,600	同上	同上	同上
脱炭素化推進事業債	1,700	同上	同上	同上
辺地対策事業債	361,500	同上	同上	同上
計	739,500			

雫石町国民健康保険特別会計予算

議案第 29 号

令和6年度雫石町国民健康保険特別会計予算

令和6年度雫石町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 866, 000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月29日提出

雫石町長 猿子 恵久

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 国 民 健 康 保 険 税		293,966 千円
	1 国 民 健 康 保 険 税	293,966
	(退 職 被 保 険 者 等 国 民 健 康 保 険 税)	0
2 使 用 料 及 び 手 数 料		160
	1 手 数 料	160
3 国 庫 支 出 金		1
	1 国 庫 補 助 金	1
4 県 支 出 金		1,374,218
	1 県 補 助 金	1,374,218
5 財 産 収 入		2
	1 財 産 運 用 収 入	2
6 繰 入 金		195,648
	1 他 会 計 繰 入 金	169,095
	2 基 金 繰 入 金	26,553
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		2,004
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	2,001
	2 雑 入	3
歳 入	合 計	1,866,000

歳 出

款	項	金額
1 総務費		15,623 千円
	1 総務管理費	11,808
	2 徴収費	3,510
	3 運営協議会費	305
2 保険給付費		1,356,246
	1 療養諸費	1,150,158
	2 高額療養費	202,685
	3 移送費	1
	4 出産育児諸費	2,502
	5 葬祭諸費	900
3 国民健康保険事業費納付金		401,790
	1 医療給付費分	259,589
	2 後期高齢者支援金等分	107,268
	3 介護納付金分	34,933
4 保健事業費		20,966
	1 保健事業費	5,406
	2 特定健康診査等事業費	15,560
5 基金積立金		25,001
	1 基金積立金	25,001

6 公 債 費		44,352
	1 公 債 費	1
	2 財 政 安 定 化 基 金 償 還 金	44,351
7 諸 支 出 金		2,022
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,021
	2 繰 出 金	1
(共 同 事 業 拠 出 金)		0
	(共 同 事 業 拠 出 金)	0
歳 出 合 計		1,866,000

雫石町御明神財産区特別会計予算

議案第 30 号

令和6年度雫石町御明神財産区特別会計予算

令和6年度雫石町御明神財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,684千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月29日提出

雫石町長 猿 子 恵 久

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

款		項	金額
1 県	支 出 金		8,736 千円
		1 県 補 助 金	8,736
2 財 産 収 入			5,110
		1 財 産 運 用 収 入	13
		2 財 産 売 払 収 入	5,097
3 繰 入 金			2,836
		1 基 金 繰 入 金	2,836
4 繰 越 金			1
		1 繰 越 金	1
5 諸 収 入			1
		1 雑 入	1
歳 入		合 計	16,684

歳出

款	項	金額
1 総務費		2,023 千円
	1 総務管理費	2,023
2 農林水産業費		14,661
	1 林業費	14,661
歳出合計		16,684

雫石町介護保険事業勘定特別会計予算

議案第 31 号

令和6年度雫石町介護保険事業勘定特別会計予算

令和6年度雫石町介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,098,549千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月29日提出

雫石町長 猿子恵久

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保 險 料		414,455 千円
	1 介 護 保 險 料	414,455
2 使 用 料 及 び 手 数 料		48
	1 手 数 料	48
3 国 庫 支 出 金		504,284
	1 国 庫 負 担 金	346,219
	2 国 庫 補 助 金	158,065
4 支 払 基 金 交 付 金		550,419
	1 支 払 基 金 交 付 金	550,419
5 県 支 出 金		312,828
	1 県 負 担 金	300,982
	2 県 補 助 金	11,824
	3 委 託 金	22
6 財 産 収 入		5
	1 財 産 運 用 収 入	5
7 繰 入 金		316,432
	1 一 般 会 計 繰 入 金	316,431
	2 基 金 繰 入 金	1
8 繰 越 金		1

		1 繰越金	1
9 諸	収	入	77
		1 延滞金加算金及び過料	1
		2 雑入	76
	歳	入	合計
			2,098,549

歳 出

款	項	金額
1 総 務 費		26,782 千円
	1 総 務 管 理 費	7,903
	2 徴 収 費	1,194
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	17,685
2 保 険 給 付 費		1,991,381
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	1,754,915
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	69,572
	3 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	65,285
	4 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	99,951
	5 そ の 他 諸 費	1,658
3 地 域 支 援 事 業 費		80,352
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	44,400
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	3,110
	3 包 括 的 支 援 及 び 任 意 事 業 費	32,738
	4 そ の 他 諸 費	104
4 基 金 積 立 金		31
	1 基 金 積 立 金	31
5 公 債 費		1
	1 公 債 費	1

6 諸 支 出 金		2
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1
	2 繰 出 金	1
歳 出 合 計		2,098,549

雫石町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算

議案第 32 号

令和6年度雫石町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算

令和6年度雫石町介護保険介護サービス事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,431千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月29日提出

雫石町長 猿子恵久

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

款		項	金額
1	サービス収入		9,963 千円
		1 予防給付費収入	9,963
2	繰入金		1,467
		1 一般会計繰入金	1,467
3	繰越金		1
		1 繰越金	1
歳入		合計	11,431

歳出

款	項	金額
1 サービス事業費		11,430 千円
	1 介護予防支援事業費	11,430
2 諸支出金		1
	1 繰出金	1
歳出合計		11,431

雫石町立雫石診療所特別会計予算

議案第 33 号

令和6年度雫石町立雫石診療所特別会計予算

令和6年度雫石町立雫石診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 420, 380千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150, 000千円と定める。

令和6年2月29日提出

雫石町長 猿子 恵久

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 診療収入		258,342 千円
	1 入院収入	109,442
	2 外来収入	124,064
	3 その他診療収入	24,836
2 使用料及び手数料		1,397
	1 手数料	1,397
3 繰入金		160,622
	1 一般会計繰入金	160,622
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		18
	1 雑収入	18
歳入合計		420,380

歳出

款	項	金額
1 総務費		310,429 千円
	1 施設管理費	310,429
2 医療費		66,433
	1 医療費	66,433
3 公債費		43,517
	1 公債費	43,517
4 諸支出金		1
	1 繰出金	1
歳出合計		420,380

雫石町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 34 号

令和6年度雫石町後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度雫石町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 226,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月29日提出

雫石町長 猿子 恵久

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保 險 料		159,197 千円
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料	159,197
2 使 用 料 及 び 手 数 料		37
	1 手 数 料	37
3 繰 入 金		66,411
	1 一 般 会 計 繰 入 金	66,411
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		354
	1 延 滞 金 及 び 過 料	10
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	344
歳 入	合 計	226,000

歳出

款	項	金額
1 総務費		2,362 千円
	1 総務管理費	981
	2 徴収費	1,381
2 後期高齢者医療広域連合納付費		223,637
	1 後期高齢者医療広域連合納付費	223,637
3 諸支出金		1
	1 繰出金	1
歳出	合計	226,000

